

ロバート・オウエン協会会則

- 1 名称
本会はロバート・オウエン協会と称する。
- 2 事務所
本会の事務所は当分のあいだ東京都におく。
- 3 目的
本会はロバート・オウエンを中心とする協同主義を研究し、協同組合その他同好の士と協力して協同思想の普及を図ることを目的とする。
- 4 事業
本会はその目的を達成するために次の事業をおこなう。
 - (1) 研究会、講演会等の開催
 - (2) 講演会等に対する講師の斡旋
 - (3) 海外の同種団体との提携
 - (4) 学術的な内容を盛った会報等の発行
 - (5) 論文集、講演集、翻訳書等の発行
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 5 会員
本会の会員は団体会員および個人会員とする。
ただし、入会は現会員二名の紹介を要する。
- 6 会費
本会の会費は次の通りとする。
団体会員 年額 10,000 円(1口以上)
個人会員 年額 5,000 円
ただし、学生会員は年額 3,000 円とする。
なお、必要のあるときには理事会の議を経て特定の団体及び個人より賛助会費を徴収することができる。
- 7 役員
本会には次の役員をおく。
会長 一名 副会長一名 専務理事 一名
理事 若干名 監事 二名
会長及び副会長、専務理事は理事の互選とし、理事及び監事は総会において会員の中より互選し、任期は二年とする。
- 8 名誉会長
本会は理事会の推薦により総会において名誉会長を推戴することができる。
- 9 顧問・名誉顧問
本会に顧問並びに名誉顧問をおくことができる。
顧問は理事会の推薦により会長が委嘱し、重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。
名誉顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 10 運営
本会の運営に必要な経費は会費及び寄付金をもってこれにあてる。
- 11 会計年度
本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。
- 12 地方支部
本会は必要に応じ地方支部をおくことができる。